高知県建設業BCP審査会設置規程

(設置及び目的)

第1条 高知県内の建設会社の策定する災害時における事業継続計画について、災害時の事業継続力の認定に関する事項を審議するため、高知県建設業BCP審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

(組織)

- 第2条 審査会は、別表1の委員により構成する。
- 2 会長は、審査会を総理し、審査会の事務を統括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審査会事務局は、高知県土木部土木政策課に置く。

(任期等)

- 第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、 前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(審査会の開催)

- 第4条 審査会は、申込があった建設業BCPについて審査を行い、審査結果を県に報告する。
- 2 審査会は、会長の招集により開催する。
- 3 審査会は、委員の総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 行政委員が、やむを得ない事情により審査会に出席できないときは、委員が委任する者の 代理出席を認める。
- 5 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 委員及び事務局員は、審査会を通じて知り得た個人情報及び企業情報等について、第 三者に漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会 に諮って定める。

附 則

- この規程は平成24年11月9日から適用する。
- この規程は平成27年11月9日から適用する。
- この規程は平成29年 8月1日から適用する。

この規程は令和元年8月27日から適用する。

別表1 (審査会委員)

(会長) 学識委員 高知工科大学 高木方隆 教授

学識委員 高知大学 原忠 教授

学識委員 高知大学 藤岡正樹 講師

学識委員 高知工業高等専門学校 近藤拓也 准教授

行政委員 高知県危機管理部 危機管理·防災課長

行政委員 高知県土木部 土木技術監

行政委員 高知県土木部 土木政策課 土木企画監

行政委員 高知県 高知土木事務所長

行政委員 高知県 中央東土木事務所長

行政委員 高知県 中央西土木事務所長